

令和 8 年度

狂犬病予防集合注射について



- 発行元：市民部環境政策課
- TEL：0824-74-6253
- FAX：0824-72-5517
- メール：kankyo-seisaku@city.shobara.lg.jp

犬の所有者には、狂犬病予防法によって、生後 91 日以上の子犬の登録と、年 1 回の狂犬病予防注射が義務付けられています。

市では、狂犬病予防集合注射を以下のとおり実施します。お住まいの地域の近くを回りますので、是非この機会をご利用ください。

注射会場で犬の新規登録や登録内容の変更もできますので、注射と併せてご利用ください。

すでに飼い犬の登録がお済みの飼い主には、お知らせの文書（狂犬病予防注射通知書兼申請書）を送付しますので、その通知書を持って会場にお越しください。

🐾 狂犬病予防集合注射日程表 🐾

5 月 27 日（水）津村獣医師				5 月 28 日（木）安藤獣医師			
午前	9:00 ~ 9:05	上表	福屋橋	午前	9:00 ~ 9:05	川西	上川西下集会所
	9:10 ~ 9:15	明善	旧本村自治振興センター		9:10 ~ 9:15	上組	上組下集会所
	9:20 ~ 9:30	月貞寺	JA ひろしま本田倉庫		9:20 ~ 9:25	下川西	農機具格納庫
	9:40 ~ 9:45	赤川	峰田自治振興センター		9:30 ~ 9:35	馬場	馬場集会所
	9:50 ~ 9:55	津谷	津谷ごみステーション前		9:40 ~ 9:45	小用	旧高南小学校
	10:00 ~ 10:05	誠心	誠心集会所		9:55 ~ 10:00	宮内	宮内多目的集会所
	10:15 ~ 10:20	高門	高門多目的集会所		10:05 ~ 10:10	宮内	美湯ハイツ第 2 公園
	10:30 ~ 10:35	板橋	敷信自治振興センター		10:15 ~ 10:20	石丸	石丸老人集会所
	10:45 ~ 10:50	三日市	JA ひろしま庄原農機センター		10:25 ~ 10:30	柳原	柳原公会堂下
	11:00 ~ 11:05	上原	林正集会所下		10:40 ~ 10:45	大歳下	総合体育館駐車場
	11:10 ~ 11:15	七塚	広島クミアイ燃料		10:50 ~ 10:55	戸郷	庄原家畜市場
	11:20 ~ 11:30	市	旧 市中ごみステーション付近		11:00 ~ 11:05	紅屋	市役所車庫
	11:35 ~ 11:40	本郷	本郷多目的集会所		11:10 ~ 11:15	西下	庄原自治振興センター駐車場
	11:45 ~ 11:50	殿垣内	殿垣内下集会所横		11:25 ~ 11:35	川手	川手中集会所
午後	13:15 ~ 13:20	山内	旧農協西支店	11:40 ~ 11:45	掛田	旧池田商店前	
	13:25 ~ 13:30	倉組	倉組平塚集会所	11:50 ~ 11:55	市場	北自治振興センター	
	13:45 ~ 13:55	開拓	百間不二夫宅前	12:05 ~ 12:10	矢の原	上矢の原集会所横	
	14:10 ~ 14:15	木戸	木戸多目的集会所	12:20 ~ 12:25	合の峠	秋国別バス停	
	14:25 ~ 14:30	平和	畑中池下三叉路	12:35 ~ 12:40	富田	生活改善センター	
	14:35 ~ 14:40	水越	後水越老人集会所下	12:45 ~ 12:50	門田	加藤工務店倉庫前	
	14:45 ~ 14:50	水越	表水越公民館				
	14:55 ~ 15:05	山内	山内自治振興センター				

※注射時間は、移動の都合上、多少前後する場合があります。
 ※開始時間までに注射会場においでください。

■当日の持ち物 ①狂犬病予防注射通知書（登録済の飼い主宛てに送付します。）

②料金および手数料（つり銭のないようにご準備ください。）

- ・登録済で注射のみ行う場合 3,100円（注射済票交付手数料550円を含む）
- ・新規登録と注射を行う場合 6,100円（登録料3,000円、注射済票交付手数料550円を含む）

集合注射を受けられない場合

- 個別に動物病院にて狂犬病予防注射を受けてください。
- 受診後、動物病院にて注射済証明書を受け取り、市役所環境政策課もしくは各支所地域振興室・産業建設室で狂犬病予防注射済票の交付を必ず受けてください。

※庄原および三次市内の動物病院では狂犬病予防注射済票の交付および登録の手続きを一括して受けられます。

※注射済票の交付には注射済証明書と手数料550円が必要です。

※犬の登録がない場合や犬の所在地が庄原市にない場合は、狂犬病予防注射済票を交付できませんのでご注意ください。

※犬の鑑札および注射済票の飼い犬への装着は、狂犬病予防法で義務付けられています。



犬に関する届け出のお願い

犬も人同様に各種届出が必要です。つぎのような場合には、市役所環境政策課もしくは各支所地域振興室・産業建設室へ届け出をお願いします。なお、各様式は下記窓口および、庄原市ホームページ（犬に関する手続きについて）にて入手できます。（死亡届のみ市役所市民生活課にて様式入手および届出が可能です）

新規登録

- 手数料が一頭につき3,000円かかります。
※庄原および三次市内の動物病院では手続きを一括して行うことができます。

登録内容の変更

- 犬の所在地の変更（市内転居、庄原市外自治体からの転入）や飼い主の変更（譲渡、飼い主の死去）など登録内容に変更があった場合はすみやかに届け出てください。

※庄原市から転出する場合には、転出先自治体に鑑札持参の上届け出てください。

死亡

- 犬の登録は死亡届提出をもって抹消します。鑑札および注射済票（届出当該年度のみ）を届出に添付してください。電話での届出も可能です。その場合は、届出をする犬の鑑札または鑑札番号の分かる書類（狂犬病予防注射のお知らせ通知など）をご用意ください。お手元にある「鑑札」と「注射済票」は、郵送または市役所にお立ち寄りの際にご返却くださるようお願いいたします。

●問い合わせ先

環境政策課	〒727-0003	庄原市是松町 20-25	☎：0824-74-6253
西城支所地域振興室	〒729-5792	西城町大佐 737-3	☎：0824-82-2181
東城支所産業建設室	〒729-5121	東城町川東 1175	☎：08477-2-5141
口和支所地域振興室	〒728-0502	口和町向泉 942	☎：0824-87-2113
高野支所地域振興室	〒727-0402	高野町新市 1171-1	☎：0824-86-2113
比和支所地域振興室	〒727-0301	比和町比和 1119-1	☎：0824-85-3003
総領支所地域振興室	〒729-3703	総領町下領家 280-1	☎：0824-88-3065



犬の飼い主の方へお願い

- ① 愛情と責任を持って、最後まで飼いましょう。
- ② 犬は、鎖などにつないで飼いましょう。（広島県動物愛護管理条例）
- ③ 散歩をさせるときは、リード（綱など）をつけましょう。
- ④ 犬のフンの始末は、飼い主が責任をもって行いましょう。（庄原市ポイ捨て等防止に関する条例）